

JR東海労なごや

2013年8月2日 No. 972
JR 東海労名古屋地方本部
発行者： 山田 哲也
編集者： 堀部 肇

ボーナスカット・定昇カットは不当労働行為だ！ カット中労委、第1回調査開催！

4月11日、本部と地本は、「カット愛労委」の不当命令を不服とし、中央労働委員会に再審査申立を行いました。それを受け7月31日、第1回調査が開催されました。

この事件は、2007年にデッチ上げられた蒲郡駅事件の加藤誠二さんの懲戒解雇撤回を求めて闘ったストライキに対し、会社は、報復として地本組合員に大量のボーナスカットをかけたことは、不利益であり、組合活動の弱体化を狙った支配介入であることは、不当労働行為であることです。しかし、「愛労委」は、会社の主張を丸呑みにし不当命令を下しました。

争点の核心は、些細な事象が非違行為に当たるか否かではなく、誰にでもある些細な事象がJR東海労組合員に限って恣意的に非違行為とされていることです。また、同時に、ストライキやボーナスカットに至るまでの背後要因、いわゆる労使関係については、「愛労委」は触れられていません。私たちは、今後、会社の不当労働行為を中労委の場で明らかにしていきます。

第2回の調査は、10月23日（水）に開催されます。

= 組合側の主張 =

1. 組合と会社との労使関係について

JR東海労への会社の不当労働行為は、今日もなお続いていること。

2. 主任レポートの導入と組合の対応について

主任レポートに対する「管理者用マニュアル文書」は、その内容からして、明らかにJR東海労への労組対策として作成されたものであること。

3. ストライキについて

会社の勤労情報に書かれている「筋違い」「遺憾」という表現は、JR東海労のストライキ権行使を妨害する行為であり、不当労働行為そのものであること。

4. 減率の適用について

ボーナスカット・定昇カット者は、全社員数の3%にも満たないJR東海労組合員がカット者の約半数を占めていること。

5. 苦情処理会議について

会社は、ボーナスカット・定昇カットの減率適用の理由を明らかにしていないこと。

6. 減率適用の基準について

会社は、ボーナスカット・定昇カットの減率適用の基準を社員に周知していないこと。

7. 社員の勤務に関する規程等について

管理者の添乗や点呼の試問は、JR東海労組合員に対して恣意的に行われていること。

会社は不当労働行為を認め謝罪せよ！！